



防地地第17650号
令和2年11月12日

鹿児島県西之表市議会
馬毛島対策特別委員会
委員長 長野 広美 殿

防衛省地方協力局長
鈴木 敦夫



「防衛省に対する質問事項」について（回答）

西之表議第526号（令和2年10月30日）により照会された標記について、別紙のとおり回答します。

添付書類：別紙

西之表市議会からの質問書及び回答について

< 1. 施設整備について >

1-① 施設イメージではなく、示されている施設について目的や規模など詳細説明を求める。

1. 馬毛島における自衛隊施設の整備については、現在、基本的な施設配置案をとりまとめた段階です。
2. 防衛省としては、今後、お尋ねのあった具体的な各施設の目的や規模等を深めるための詳細検討を早期に開始し、地元の皆様により具体的かつ詳細な計画をしかるべき時期に御説明する考えです。

1-② PAC-3 機動展開訓練とあるが、PAC-3 の配備は想定されているか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）に「PAC-3」を常時配備する計画は現在ありません。
2. なお、「PAC-3 機動展開訓練」とは、PAC-3 の迅速かつ円滑な展開ができるよう、器材及び人員の移動や器材展開の手順を確認する訓練です。訓練中は自衛隊馬毛島基地（仮称）に一時的に滞在しますが、訓練終了後は配備基地に戻るようになります。

1-③ 自衛隊及びその家族の宿舎の位置、通勤定期船の種子島の港とは。

1. 自衛隊員及びその家族の宿舎、通勤のための定期船が利用する港について、今後、種子島内において幅広く調査、検討する考えです。
2. お尋ねのような種子島において整備する施設についても、今後、それらを内容とする詳細検討を早期に開始し、地元の皆様により具体的かつ詳細な計画をしかるべき時期に御説明する考えです。

1-④ 火薬庫に保管されるのは何か。

1. 基地の運用や警備等に必要な火薬類を貯蔵するための施設として、火薬庫を設置する予定です。

1—⑤ 島の南西部など、できる限り自然環境を維持したいとあるが、島の何%か。そこでマゲシカなど固有生物の生存は可能と考えるか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）に必要な施設の設置が、「馬毛島のニホンジカ」等、自然環境に与える影響については、今後実施する予定の環境アセスメントにおいて適切に調査・予測・評価を行います。
2. 馬毛島の自然環境に対する影響について、より詳細な説明を行うためにも、環境アセスメントに早期に着手したいと考えており、鹿児島県等の間でそのための手続を進めていく考えです。

1—⑥ 海上ボーリング調査はどの法律により実施されるか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の施設整備の検討に必要な海上ボーリング調査に当たっては、鹿児島県漁業調整規則及び鹿児島県海底の土地管理規則に基づき手続を行います。
2. なお、鹿児島県漁業調整規則は漁業法及び水産資源保護法、鹿児島県海底の土地管理規則は国有財産法等に基づいて制定されていると承知しています。

1—⑦ 滑走路の使用率は主滑走路が48%、横風用が2%とのことだが、残りの50%の内容について説明を求め。（風向きに関係なく使うということか。）

1. FCLPにおいて、どの経路を飛行するかは、当日の天候等の諸状況を踏まえて判断されることから、各飛行経路が使用される割合は、その時々状況によるものです。
2. その上でお答えすると、例年FCLPが実施される春季分の馬毛島周辺の風向きのデータによれば、それぞれの滑走路が使用されると予測される風向きの割合は、次のとおりになります。
 - ・主滑走路に南南東より着陸する際に適する風向きの割合：約47%
 - ・主滑走路に北北西より着陸する際に適する風向きの割合：約40%
 - ・横風用滑走路に南西より着陸する際に適する風向きの割合：約5%
 - ・横風用滑走路に北東より着陸する際に適する風向きの割合：約2%
 - ・離着陸に適さない風向きの割合：約6%

1-⑧ FCLPは1800mでも問題なく実施可能か。

1. 市への回答でもお答えしたとおり、滑走路の長さは、自衛隊の所要と米軍の所要の双方を満たすよう設定しています。
2. 米側とも調整の結果、米軍が主に訓練を実施する主滑走路は2,450メートルの長さですが、例外的に使用する横風用滑走路は、馬毛島の広さを踏まえ、運用上の工夫を行うことにより、1,830メートルの長さで許容されるものと承知しています。

1-⑨ 「馬毛島は種子島まで約10km離れているため、地域に与える騒音等の影響を限定できるため、広範な訓練を実施する可能性がある」とあるが、影響を限定できるとする具体的指標等があるか。

1. 航空機の騒音の影響について、馬毛島は住民が居住している種子島と約10km離れており、住宅地が隣接した岩国飛行場や厚木基地と比較して、騒音の影響が限定的であることが想定されるとの認識から記述したものです。
2. いずれにせよ、環境アセスメントにおいて、騒音も含めて、適切な形で調査、予測、評価を行うことによって、より具体的な御説明ができるものと考えます。

1-⑩ 全国に現存する自衛隊施設で、馬毛島基地計画に匹敵する総合的な訓練・活動施設は他にあるか。あれば明示を求める。

1. 現在、訓練施設、飛行場施設、港湾施設が一体となった自衛隊施設はありません。

1-⑪ 災害時の整備補給支援施設は、これまで災害発生した場所との利便性を考慮して設置されてきたが、馬毛島拠点の施設概要と利用度とは。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）は、説明資料にも記載しているとおり「整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」となり得ます。
2. 自衛隊馬毛島基地は、飛行場施設、港湾施設を有しており、「整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」として、災害発生時には一時的な集積・展開地として活用することができます。例えば、災害が大規模・長期化した場合でも、馬毛島に人員・装備を集積できれば、効果的・効率的に対応が可能になります。
3. 災害時の自衛隊馬毛島基地（仮称）の利用頻度については、将来発生する災害の発生場所、規模、回数等によることとなります。

1-⑫ 補給艦や輸送艦等が寄港する目的、及び利用頻度、港湾規模とは。また港湾設置および維持補修等の管理者はだれか。通勤用民間船舶の航路と使用船舶の規模は。米軍が港湾を利用する可能性はあるか。この港湾計画に米軍からの意見が出されているのか。

1. 基地への人員、燃料、資機材等の海上輸送、その他艦艇の停泊、補給等を目的に港湾施設の整備を検討しています。
2. 港湾施設の設置及び維持管理は防衛省が担当することとなります。
3. 港湾施設の具体的な規模、利用頻度、通勤のための定期船の航路、規模については、海上ボーリング調査、詳細検討など所要の検討によることとなります。
4. 港湾施設の設置について、これまで、米軍から具体的な所要はなく、現時点で、米軍の艦艇の利用について具体的な計画はありませんが、港湾施設が整備された後の利用の可能性は否定できません。

1-⑬ 民間空港と軍事用空港の建設上の相違点があるか。また、防衛省と米軍の仕様基準は異なるか。

1. 飛行場施設については、今後実施を予定している詳細検討において、どのような施設、設備が必要か細部を検討することとしていますが、一般的に、自衛隊が管理する飛行場とその他の飛行場において、必要となる基本的な施設、設備に大きな差はないものと考えています。
2. 飛行場施設の設置に当たっては、その施設の運用により必要となる規模や設備等が異なりますが、馬毛島における飛行場施設については、日米双方の所要を満たすよう検討を行っています。

1-⑭ 馬毛島に米軍関係者用宿泊施設を建設するか。

1. FCLP実施期間中に米軍人が宿泊するための施設を自衛隊馬毛島基地（仮称）内に整備することとしています。

1-⑮ 馬毛島基地（仮）の総建設費用の額（現時点での予想額）とは。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備にかかる経費については、今後実施を予定している詳細検討において、施設の詳細な規模等と併せて検討していくこととなります。

< 2. 交付金・補償金について >

2-① 再編交付金の額は、地元自治体の理解と協力がなければ、見込み額を示すことはないのか。

1. 市への回答でもお答えしたとおり、再編交付金については、同法の規定に照らし、同島における米軍再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められる場合に交付することになります。
2. 再編交付金の交付に当たっては、この米軍再編に御理解・御協力を頂けることが必要であり、このような環境が整うこととなれば、再編関連特定市町村等の指定を経た後に、この時点の具体的内容等を踏まえながら、額の算定を行うこととなるため、再編交付金の額の見込みや額を示す時期については、今後の様々な状況の進展によることとなります。

2-② 漁業補償の算定方法、支払い対象や支払い方法などは。

1. 漁業権の消滅等に係る補償額の積算に当たっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）」等に基づき算定することになります。
2. また、漁業に関する補償については、都道府県知事から共同漁業権の免許を受けた漁協が権利者となることから、その権利者である漁協に対して一括して支払うこととなります。

2-③ 海上ボーリング調査に対する漁業補償とは。

1. 海上ボーリング調査については、調査中に必要以上に海域を制限することがないように、事前に種子島漁協と調整し、可能な限り漁業への影響を回避したいと考えています。
2. しかしながら、仮に、海上ボーリング調査による海域の制限に伴い、通常漁業の継続が不能と認められる場合は、漁協とも御相談のうえ、その損失を補償いたします。

- 2-④ 総務省所管の地域交付金と調整交付金の説明がないのはなぜか。
⑤ 交付金が10億円との市民の声がある。交付金算出が現段階で可能か。

1. 防衛省の説明資料では、防衛施設と周辺地域との調和を図る施策の例として、再編交付金及び民生安定事業を紹介しました。これ以外にも総務省の基地交付金及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第9条に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金についても住民説明会において御質問があった場合には御説明しています。
2. これら交付金等の具体的な金額はお示しできる状況にはありません。

< 3. 訓練内容について >

- 3-① 航空自衛隊の連続離着陸訓練の年間回数、時間帯は。この飛行経路は米軍と同様か。

1. 「連続離着陸訓練」とは、航空機が連続して滑走路の離着陸を行う訓練のことであり、いわゆるタッチアンドゴーと呼ばれる動作を繰り返し行う訓練です。
2. この訓練も含めて、各訓練の年間回数、時間帯等については、現在詳細を検討しており、今後、準備が整い次第、御説明させていただく考えです。

- 3-②説明書記述の「実施の可能性」として示されている訓練はすべて実施されると受け止めるべきか。

1. 説明資料では、自衛隊馬毛島基地（仮称）で実施する可能性のある主な自衛隊の訓練を記載しています。
2. 実際の訓練の実施に当たっては、国内外の情勢、部隊・装備品の配備状況、部隊の練度等によるものであり、必ずしも全ての訓練が実施されるわけではありませんので、そうした趣旨を踏まえて「可能性」と表現させていただいています。

3-③馬毛島における陸海空自衛隊が実施する可能性のある主な訓練について、訓練目的、具体的内容、訓練場所、どこの部隊が主に訓練するのか、それぞれ詳細説明を求める。

1. 例示訓練の具体的な内容等については、下記のとおりですが(※)、参加人員や期間については、実施する訓練の個別具体的な規模によって異なります。

(※)あくまで、これまでの訓練実績を踏まえた現時点での検討状況であり、また、他地区の事例を基にイメージしやすいよう単純化したものであるため、その細部については今後変更が生じる可能性があることを御了承ください。

【例示訓練の具体的な内容等】

○連続離着陸訓練について

1. 「連続離着陸訓練」とは、航空機が連続して滑走路の離着陸を行う訓練のことであり、いわゆるタッチアンドゴーと呼ばれる動作を繰り返し行う訓練です。

2. 各航空基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

3. なお、米軍が行うFCLPにおいても、連続して滑走路の離着陸を行います。当該訓練については、硫黄島における訓練実績を踏まえると、10日程度で短期集中的に、日中から深夜3時頃まで離着陸を繰り返す場合がありますが、自衛隊が行う連続離着陸訓練は、基地ごとに夜間飛行時間をそれぞれ定めており、少なくとも深夜における訓練は実施しません。また、約60機を基本とする米空母の艦載機は、全機が入れ替わりでFCLPを実施するのに対して、例えば、約20機を基本とする航空自衛隊の1個飛行隊は、通常、全機が一度に連続離着陸訓練を行うことはありません。

このように、自衛隊の行う連続離着陸訓練と米軍のFCLPは、その規模も態様も大きく異なるものであり、1日当たりの自衛隊の訓練が地元及ぼす影響は、相対的に低いものと考えています。いずれにせよ、航空機騒音については、環境アセスメントにおける評価を踏まえ、影響を最小限にとどめられるよう、適切に措置してまいります。

○模擬艦艇発着艦訓練について

1. 「模擬艦艇発着艦訓練」とは、「いずも」型護衛艦クラスの甲板及び艦橋を模擬した施設において、F-35Bの短距離離陸・垂直着陸の訓練を行い、操縦士、整備員、航空管制要員等を航空機の運用に習熟させるための訓練です。

2. 馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○不整地着陸訓練について

1. 「不整地着陸訓練」とは、航空機が未舗装の滑走路に離着陸する訓練であり、現時点では、本訓練において、航空自衛隊のC-130輸送機の使用を想定しています。
2. 航空自衛隊岐阜基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○機動展開訓練について

1. 「機動展開訓練」とは、航空機、関連器材等を展開先となる場所に移動させる訓練です。
2. 各航空基地で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○エアクッション艇操縦訓練について

1. 「エアクッション艇操縦訓練」とは、陸上及びその沿岸部において、LCA Cと呼ばれるエアクッション艇の操縦訓練を行うものです。
2. 硫黄島周辺海域等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○離着水訓練及び救難訓練について

1. 海上自衛隊では、陸上での離着陸のみならず、海上においても離着水できる救難飛行艇US-2を保有しています。「離着水訓練及び救難訓練」とは、US-2の離着水を行う訓練と救難訓練を実施するものです。
2. 海上自衛隊岩国航空基地及びその周辺海域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○水陸両用訓練について

1. 「水陸両用訓練」とは、離島防衛を想定し、ボートや水陸両用車等を用いて着上陸を行う訓練です。
2. 訓練場や自治体や漁協から許可を得た区域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○救命生存訓練について

1. 「救命生存訓練」とは、航空機に緊急事態が発生し、機体が海上に不時着したり、搭乗員が落下傘で海上に降下した場合を想定し、搭乗員が救助されるまでの間生存する方法を訓練するものです。

2. 各海上自衛隊航空基地及びその周辺海域で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○ヘリコプター等からの展開訓練について

1. 「ヘリコプター等からの展開訓練」とは、回転翼機等を用いて部隊を迅速に目的地へ展開する訓練です。
2. 演習場等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○空挺降投下訓練について

1. 「空挺降投下訓練」とは、航空機から、落下傘を用いて、地上の目的場所へ人員の降下及び物品等の投下を行う訓練です。訓練の際には、地上の目的場所へ安全に着地できるよう、隊員が地上から降下誘導を行います。
2. 演習場等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○災害対処訓練について

1. 「災害対処訓練」とは、例えば、ヘリコプターによる人命救助や航空機による物資輸送など、災害対処能力の向上を図るための訓練です。
2. 離島等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

○PAC-3機動展開訓練について

1. 「PAC-3機動展開訓練」とは、展開先となり得る場所において、PAC-3の迅速かつ円滑な展開ができるよう、器材及び人員の移動や器材展開の手順を確認する訓練であり、平成29年6月以降、各地において実施しているものです。
2. 駐屯地・基地や、自治体から許可を得た場所等で実施されている訓練であり、馬毛島での実施については、訓練の所要を踏まえて検討することとなります。

3-④ 夜間飛行訓練（NLP）の実施回数や時期とは。

1. 過去3年間に、夜間飛行訓練は硫黄島で実施されていますが、その実施回数や時期は、次のとおりです。
 - ・平成29年度：5月2日～5月12日のうち11日間（約990回）
 - ・平成30年度：5月3日～5月9日、5月11日～5月14日、5月19日～5月25日のうち16日間（約1,200回）
 - ・令和元年度：5月10日～5月18日のうち6日間（約830回）

3-⑤ F35など他の連続離着陸訓練の予想飛行経路や運用実績のある基地での騒音コンターの明示を求める。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）における自衛隊の離着陸訓練の飛行経路等については、現在詳細を検討しており、準備が整い次第御説明する考えです。
2. また、連続離着陸訓練は、現在、各航空基地で実施されている訓練です。例えば、航空自衛隊新田原基地でも実施されており、説明資料（P8）と同様にWECPNLの騒音コンターをお示しすると付紙のとおりです。

3-⑥ F35Bの垂直離着陸の際の騒音。特に最高値とその区域の明示を求める。

1. F-35Bは「短距離離陸・垂直着陸」が可能な機体です。
2. F-35Bの騒音の大きさ自体は通常戦闘機と同程度ですが、垂直着陸には一定程度の時間を要するため、騒音の持続時間が長いという特徴があります。
3. お尋ねの「最高値とその区域」については、その時々機体の運用状況、気象状況、騒音の測定場所等によることとなります。
4. いずれにせよ、今後、実施を予定している環境アセスメントにおいて、想定される自衛隊機の運用に伴う騒音についても予測・評価を行っていく考えであり、その結果を踏まえ、必要に応じて実際の騒音状況を把握し、適切な対策を行っていく考えです。

3-⑦ V-22オスプレイについて、これまでの事故件数や内容、場所についての説明を求める。

1. 陸上自衛隊の保有するV-22オスプレイは、現在、木更津駐屯地に2機配備されていますが、これまで事故は発生していません。
2. 米軍の保有するオスプレイに関する事故について、網羅的に御説明することは困難ですが、防衛省として把握しているクラスA事故としては、米海兵隊MV-22が10件、米空軍CV-22が6件あるものと承知しています。具体的な内容については、次のとおりです。

2007年11月6日 ノースカロライナ	海兵隊 (MV)	夜間の制限地着陸訓練中にナセルから出火。機体は無事に着陸。乗員に負傷者なし。
2009年3月2日 ニューメキシコ	空軍 (CV)	訓練飛行中、左エンジンが異物を吸込み損傷。機体は安全に着陸、負傷者なし。
2010年4月9日 アフガニスタン	空軍 (CV)	作戦任務中、着陸時に地上に衝突。4名死亡、16名負傷。
2012年4月11日 モロッコ	海兵隊 (MV)	モロッコ王国との合同訓練に参加中に墜落。2名死亡、2名重傷。
2012年6月13日 フロリダ	空軍 (CV)	米国フロリダ州において通常の訓練中に墜落。5名負傷、機体転覆損傷。
2013年6月21日 ノースカロライナ	海兵隊 (MV)	米国ノースカロライナ州の演習場に着陸した際に下草から出火し、機体を損傷。
2013年8月26日 ネバダ	海兵隊 (MV)	米国ネバダ州インディアン・スプリングスにおいて低視界着陸訓練中にハードランディング。死亡者なし。
2014年10月1日 ペルシャ湾	海兵隊 (MV)	ペルシャ湾北部において、強襲揚陸艦から発艦の際、一時的に動力が低下。その際海中に飛び込んだ2名の搭乗員のうち1名が行方不明。同機はその後動力を回復し、無事着艦。
2015年5月17日 ハワイ	海兵隊 (MV)	ハワイ・ベローズ海兵隊訓練場において訓練を実施中、MV-22が着陸に失敗。搭乗人員22名中2名死亡、その他大多数も負傷。
2015年12月9日 カリフォルニア沖	海兵隊 (MV)	カリフォルニア州サンディエゴ沖合で輸送揚陸艦に着艦する際、着陸に失敗。負傷者なし。
2016年12月13日 沖縄沖	海兵隊 (MV)	沖縄北東の海域上空において、空中給油訓練の際、MV-22のプロペラと空中給油機のホース等が空中接触、その後、沖縄県名護市東海岸から約1km沖合に不時着水。乗組員2名が負傷。
2017年8月5日 オーストラリア沖	海兵隊 (MV)	豪州クイーンズランド州ロックハンプトン沖で輸送揚陸艦グリーンベイへの着艦中に船体と衝突し海に落下。搭乗人員26名中3名死亡。
2017年9月29日 シリア	海兵隊 (MV)	シリアにおいて有志連合のMV-22がハードランディングし、2名の米軍人が負傷。 (有志連合の米海兵隊MV-22)

2018 米会計年度 日付、場所不明	空 軍 (CV)	日本国外における実任務中に発生、負傷者無し。パイロットや搭乗員の対処が非常に困難である飛行中の環境に起因する要因でエンジンが損傷したもの。(例えば砂や塵、屑、雷、鳥など) 事故に伴う航空機の被害額が200万米ドルを超えたことから、クラスA事故に分類された。
2018 米会計年度 日付、場所不明	空 軍 (CV)	日本国外における実任務中に発生、負傷者無し。塵や屑などによって視界制限を受けた状況で発生したハードランディング。事故に伴う航空機の被害額が200万米ドルを超えたことから、クラスA事故に分類された。
2019 米会計年度 日付、場所不明	空 軍 (CV)	1件発生(内容など確認中)

※クラスA事故：被害総額が250万ドル以上(2009年10月から2019年9月の事故については200万ドル以上。それ以前の事故については100万ドル以上。)、航空機の損壊、あるいは、死亡又は全身不随に至る傷害もしくは職業に起因する病気を引き起こした場合

3-⑧ オスプレイの低周波被害についてどう把握しているのか。

1. 低周波については、環境省による環境基準が定められておらず、特に、航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、未知の部分もあると承知しています。

3-⑨ 海上での各種訓練について、自治体、漁協、航路運輸業者など関連機関との調整はどのように行われるか。

1. 一般的には、訓練実施のための関連機関との調整は、訓練で使用する場所に関係する者を確認し、御理解を得るべく基本は個別に訓練の概要等を説明するなどの調整を行っています。

3-⑩ 海上での各種訓練に対する、漁業被害や各種船舶の航行への影響について、また苦情を含めどのように想定しているのか。

1. 訓練の実施時期・期間・規模・内容等については、現在、各自衛隊において検討しているところであり、いずれにせよ漁業等への影響を最小限にとどめるよう、適切に検討してまいります。
2. なお、基本的に、自衛隊が訓練のための制限区域(水域)を設定しない場合は、漁業や各種船舶の運航は行うことができると考えています。

3. 他方、例としてお示しした訓練のうち、例えば、エアクッション艇操縦訓練や水陸両用訓練を実施する場合には、その訓練期間中に限り、馬毛島の周辺海域に一定の区域・期間における漁業の操業を制限又は禁止することがありますが、この場合は、これに伴い漁業経営上被った損失を補償いたします。他方、通常、一般船舶の運航制限は想定しておりません。
4. いずれにせよ、地元の皆様の御理解が得られるよう、漁協や船舶運航事業者等の皆様の御意見を伺いながら、丁寧な説明を心がけてまいります。

3-⑪ 水陸両用訓練について、自治体や漁協から許可を得た区域とは。また許可手続きについての説明を求める。

1. 例えば、平成30年に水陸両用訓練を種子島で実施した際は、関係自治体や漁協へ個別に訓練の概要等を説明した上で訓練を実施しています。
2. その際、種子島空港跡地を利用しましたが、同跡地は鹿児島県が管理する行政財産であるため、防衛省・自衛隊が当該財産の貸付けを受けるための手続きとして、財産を保有する鹿児島県の公有財産管理規則に基づき、当該財産の貸付けを受けるための申請を行い、許可を得ています。
3. 他方、訓練等により制限水域を設定する場合は、事前に訓練の概要等について説明し御理解を得た上で合意書（契約）を取り交わし補償しています。

3-⑫ PAC-3機動展開訓練について、自治体から許可を得た場所とはどこか。

1. 自衛隊又は米軍の施設外でPAC-3機動展開訓練を実施するに当たっては、必ずしも条例等に基づく許可を要さない場合であっても、自治体等の管理者から御了解を得て実施しています。
2. 具体的な例としては、東京都（2019年10月の東京臨海広域防災公園）と愛知県（2019年11月の口論義（こうろぎ）運動公園）があります。
3. なお、PAC-3機動展開訓練は2017年から開始した訓練ですが、それ以前に、2010年4月に東京都の新宿御苑、2012年12月に東京都の葛西臨海公園、2013年10月に大阪府の万博記念公園においてPAC-3を用いた訓練をした実績があり、その際も自治体等の管理者から御了解を得て実施しています。

3-⑬ 厚木基地でのFCLP騒音苦情について、防衛省の把握件数と周辺自治体の把握件数では大きく異なるのはなぜか。

1. 市への回答においては、FCLPの実施期間中に防衛省へ寄せられた苦情件数について回答させていただきました。
2. 騒音苦情については、防衛省ではなく、周辺自治体に御連絡される方もおられるため、把握件数が異なることがあります。

3-⑭ 不整地着陸訓練とは何か。どこの訓練場で行われているのか。

1. 「不整地着陸訓練」とは、航空機が未舗装の滑走路に離着陸する訓練で、これまで航空自衛隊岐阜基地で実施されています。

3-⑮ すべての訓練の中で、地元関係自治体からの許可が必要とされるものがあるか。

1. 現時点で想定される範囲では、自衛隊馬毛島基地（仮称）内やその周辺の海空域で訓練を行うことを考えており、その実施に当たって、基本的に、地元自治体の許可は要さないものと考えていますが、訓練の規模、態様等により、必要がある場合には、地元自治体の御理解を得るべく、適切な形で調整させていただきます。

3-⑯ 種子島上空を飛行する場合の、最接近の飛行高度はどの程度に設定されるか。

1. 基本的に種子島上空を飛行経路とすることはありません。
2. 種子島の上空を飛行する際は、例えば、災害派遣やその他の緊急時に種子島空港に着陸する場合や種子島島内での訓練実施の場合であり、その飛行の目的や状況によって、飛行高度は異なることとなります。

3-⑰ 沖縄で実施中の訓練が馬毛島に移転する可能性はあるか。

1. 米軍が実施する訓練については、現時点でFCLP以外に計画はありません。

< 4. 米軍について >

4-① 米空母艦載機60機の待機予定区域がないのは、60機の断続的訓練となるか。その訓練に要する時間の長さは。

1. 空母艦載機の待機予定区域については、西之表市への回答でお答えしたとおり、FCLPの実施に当たっては必要ないと認識しています。
2. FCLP実施期間中は岩国基地所属の空母艦載機約60機全機が入れ替わりで、硫黄島において訓練を実施することとなっており、4～6機程度が連続して滑走路の離着陸を行います。時間帯ごとの訓練回数については、米側の運用によることとなっています。
3. 訓練に要する時間の長さについては、日々の訓練時間が異なりますが、硫黄島における訓練実績を踏まえると、午前11時から深夜3時頃まで離着陸を繰り返す場合があります。

4-② 岩国基地から飛来する米軍艦載機の飛行ルートは想定されているか。飛行ルートにあたる地域へ説明するのか。

1. 現時点で御指摘の点に関する想定及び説明の予定はありません。

4-③ 米軍艦載機の種類を、その性能（電磁波等）とエンジンの大きさ別で説明を求める。

1. 米空母「ロナルド・レーガン」の艦載固定翼機は、本年5月のFCLP実施時点で、FA-18E/F、EA-18G、E-2D、C-2Aとなっています。
2. それぞれの航空機の性能については下記のとおりです。
 - ・FA-18E/Fは、対空優勢確保、戦闘機の護衛、空中給油、警戒監視、近接航空支援、日中及び夜間における精密射撃といった多様な任務に対応できる戦闘攻撃機としての性能を有しています。
 - ・EA-18Gは、敵対レーダーを攪（かく）乱する妨害電波の発信や敵対通信を妨害する等の電子戦機としての性能を有しています。
 - ・E-2Dは、レーダーや敵味方識別装置等の装備を搭載しており、早期警戒や航空部隊の指揮統制ができる等の早期警戒機としての性能を有しています。
 - ・C-2Aは、エンジン等の大型部品の輸送や物資及び人員の空中投下ができる等の輸送機としての性能を有しています。

3. それぞれに搭載されているエンジンについては、
- ・FA-18E、FA-18F及びEA-18Gには、F414-GE-400（長さ：約390cm、直径：約80～90cm）、
 - ・E-2Dには、T-56-A-427（長さ：約370cm、直径：約70cm）、
 - ・C-2Aには、T-56-A-425（長さ：約370cm、直径：約70cm）
- がそれぞれ2基ずつ搭載されているものと承知しています。

4-④ 米軍FCLPのマニュアルによると、平均速度450km/h分速7.5km、示された飛行経路上を複数機が数分間隔でタッチアンドゴーを行うことは理論上も不可能。待機する戦闘機の訓練空域の明示を求める。

1. 空母艦載機の待機予定区域については、西之表市長への回答でお答えしたとおり、FCLPの実施に当たっては必要ないと認識しています。

4-⑤ 米軍FCLPの準備期間中に事前訓練も実施されるのか。

1. FCLPが行われている硫黄島においては、FCLPの実施前にその準備のために輸送機等の運航は行われていますが、空母艦載機による「事前訓練」といった訓練は行われておらず、馬毛島でFCLPを実施する際も同様と考えています。

4-⑥ 米軍FCLP訓練による日本国内の騒音被害について、その具体的な補償内容は。補償の根拠法令は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律か。また、準拠法令の該当条項は何か。補償金はだれが請け負うのか。過去の補償事例、住民や事業者農業者を含む対象者や金額、算出根拠の説明を求める。

1. 防衛省では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきています。
2. 具体的には、飛行場周辺の航空機騒音対策（学校・病院等の防音工事への助成、防衛大臣が指定した区域内の住宅の防音工事への助成等）などの施策を実施しています。

3. その上で、FCLP訓練中の米軍航空機の騒音により損害が発生した場合、その賠償の対象者、金額等については個別具体的な場合に即して判断されることとなるため、あらかじめ申し上げることは困難ですが、日米地位協定第18条により適切に賠償いたします。

4-⑦ 米軍FCLP訓練によって生じた落下物による物的被害と人的被害について、具体的な補償内容、その準拠法令と該当条項は何か。補償金額はだれが請け負うのか。また、過去の補償事例の金額とその算出根拠の説明を求め

1. 過去3年間のFCLPについては、平成29年5月、平成30年5月、及び令和元年5月に硫黄島、平成29年9月に厚木において実施されており、この間、FCLP訓練中の米軍機からの部品落下等が発生したとは承知しており、したがって、賠償の実績もありません。
2. なお、万が一、当該訓練によって事故が発生し、それにより損害が生じた場合には、日米地位協定第18条により、適切に賠償いたします。

4-⑧ 米軍は種子島を滞在場所や飛行通過エリアとして利用できるか。できるのであれば、その準拠法令と該当条項は何か。

1. 馬毛島においてFCLPを実施する場合、その期間中、米軍は馬毛島に滞在する予定であり、FCLP実施時の飛行経路も種子島上空を通らないよう設定します。

4-⑨ 米軍はFCLP以外でも馬毛島を利用できるのか。できるのであれば、その準拠法令と該当条項は何か。

1. 米軍による馬毛島の利用については、現時点でFCLP以外に具体的な計画はありません。

4-⑩ 昨年12月説明では、FCLP訓練候補地であったが、正式な移転先として位置付けられたのはいつ、誰が決めたか。

1. 現時点で、馬毛島は恒久的なFCLP施設の「候補地」という位置づけに変更はありません。

4-⑪ 米軍による馬毛島基地の利活用について、現時点の決定だけでなく、現在検討中もしくは将来検討する可能性など、米軍内で議論されていることを明らかにせよ。

1. お尋ねが「米軍内の議論」であれば、お答えする材料を持ち合わせていません。

4-⑫ 米国でのFCLP訓練地設置のための条件、運用規定を示せ。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）に関しては、米側のFCLP実施に係る運用所要件も踏まえながら検討を行っており、基本的な施設配置案の形で現在の計画を御説明しています。

4-⑬ 資料に示されている米軍の利用回数や期間、米軍関係者の滞在等について、防衛省は地元で確保できるのか。

1. FCLPに関する説明内容は硫黄島におけるこれまでの実施実績を踏まえて作成し、米側にも確認しています。
2. 実際の施設整備後の運用に当たっては、実施時期などについては、その時の米空母の運用状況により変わり得るものですが、FCLPという訓練の性質からして、訓練内容については、現状の説明から大きく変更される可能性は低いものと考えています。
3. 特に、米軍人の訓練期間中の滞在先については、馬毛島においてそのための宿舎を整備していること、訓練期間中は訓練に集中すべきであることなどから、訓練要員が訓練期間中に種子島に滞在することは想定していません。

< 5. 全体的な質問 >

5-① 馬毛島は火山活動が無いとしているが、津波に関してどのように想定しているのか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備にあたっては、鹿児島県及び西之表市の「津波浸水想定」を基に、陸上の施設に津波浸水想定範囲が及ばないことを確認しています。

5-② 環境アセスメントの調査内容や方法、期間は、また、騒音を正確に見積もる調査方法とは。

1. 環境アセスメントの調査内容や方法については、現在検討中の段階であり、今後予定している方法書の手続においてお示ししていく予定です。
2. また、環境アセスメントの完了時期については、今後、方法書の縦覧、住民の方々や知事からの意見聴取等の手続を経ていく中で、プロセスの結果として決まっていきます。
3. 御質問の点について具体的に御説明するためにも、環境アセスメントに早期に着手したいと考えており、鹿児島県等の間でそのための手続を進めていく考えです。

5-③ 海上ボーリング調査終了前に環境アセスメントを実施するのか。

1. 環境アセスメントの手続開始にあたっては、海上ボーリング調査の結果を必要としないことから、海上ボーリングの調査時期に関わらず環境アセスメントを実施したいと考えています。

5-④ 環境アセスメントについて、地域住民の生活への影響が及ぶ可能性があり、住民がアセスメント調査に参加することがあるか。

1. 環境アセスメントは、環境の保全に十分配慮して行われるよう、環境影響評価法に従い、方法書、準備書、評価書というプロセスを経て、環境への影響を調査・予測・評価するものです。
2. これらの手続の中で、方法書等を公告縦覧すると共に説明会を実施した上で、西之表市等の皆様から御意見を伺うこととしております。

5-⑤ 環境アセスメントの結果を公表する予定か。

1. 環境アセスメントの評価書の内容が確定した後に、評価書を作成した旨を公告するとともに、評価書を縦覧、公表することとなります。

5-⑥ 現時点で航空機の常時配備を想定されていないが、常時配備となった場合は、当初アセスメント結果のみに基づき、計画にない配備を行う可能性があるか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備事業においては、現時点で航空機を常時配備する計画はありません。また、自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備完了後、安全保障環境の変化等に伴い、航空機部隊を常時配備する所要が生じた際は、環境に与える影響も踏まえて、別途、地元の皆様に御説明させていただきます。

5-⑦ 馬毛島は、自然生態系的には、ウミガメを含む回遊魚類、渡り鳥、渡り蝶などの休憩地であるが、これらについての環境アセスメントが行われるか。また施設設置後に学術専門家が定期的に調査を行うことが可能であるか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）における飛行場及びその施設の設置が、馬毛島の自然環境に与える影響については、今後実施する予定の環境アセスメントにおいて適切に調査・予測・評価を行っていく考えです。その具体的な内容は、現在検討中の段階であり、今後予定している方法書や準備書等の手続においてお示ししていく予定です。
2. また、防衛省としては、環境アセスメントの一環として、必要に応じて専門家の意見を踏まえつつ、事業完了後に事後調査を実施することも想定しています。
3. 施設設置後、市の事業として、調査を御希望される場合には、その内容等に応じ、自衛隊の任務に支障のない範囲内で協力が可能か検討いたします。

5-⑧ 馬毛島基地（仮）は、日米地位協定第三条1項条文に記載される施設に該当するのか。該当する場合、その理由と準拠法令および該当条項の明示を、該当しないのであれば、その理由と根拠法令および該当条項の説明を求めらる。

1. 馬毛島基地（仮称）は自衛隊の施設として整備される予定です。
2. その上で、米軍のFCLPが行われる際には、日米地位協定第2条の規定に基づき、施設・区域に関する協定を日米合同委員会を通じて両政府間で締結することになりますが、これ以上の詳細な位置付けについては、今後整理されることとなります。

5-⑨ 馬毛島基地は自衛隊訓練場（基地）なのか、米軍の基地なのか。

1. 馬毛島における施設について、南西地域の防衛態勢の充実のため、自衛隊施設として整備することは、平成23年以来、一貫して、明確に御説明してきています。したがって、現在、仮称ではあるものの、「自衛隊馬毛島基地」と呼称しています。
2. 防衛省としては、この施設を利用して米軍のFCLPを行いたいと考えていますが、馬毛島に整備する施設は、米軍の専用の施設ではなく、米軍の部隊が装備とともに常駐するものではなく、馬毛島に米軍人が居住することもあります。

5-⑩ 自衛隊基地で、米軍が事故を起こした場合、処理等はどちらがするのか。

1. 例えば、硫黄島でのFCLPの実施に当たっては、その救難や消防などの初動に必要な体制は自衛隊がとっていますが、実際に発生した事故の状況等に応じて、日米間で調整のうえ、適切に対応してまいります。

5-⑪ 馬毛島基地はすべての経費を防衛省が財政負担するのか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備に係る経費や維持管理経費については、防衛省の予算より支出します。

5-⑫ 市長の「同意できない」表明が明らかでも、計画を進めるのか。

- ⑬ 何をもって地元の理解を得たと判断するのか。
- ⑭ 地元同意が得られない場合でも強引に進めるのか。

1. 馬毛島における自衛隊施設の整備は、我が国の南西防衛、また、FCLPを実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。
2. 防衛省としては、我が国の安全保障のため、馬毛島に自衛隊施設を整備させていただきたいと考えていますが、そのためには、地元の皆様の御理解・御協力が重要であると認識しています。地元の理解について、何らかの「判断基準」を示すことは困難ですが、いずれにせよ一つ一つの御説明を積み重ね、引き続き、地元の皆様の様々な思いをしっかりと受け止めながら、丁寧に対応してまいります。

5-⑮ 完成後の基地における島民の雇用があるか。

1. 自衛隊馬毛島基地（仮称）の具体的な運営のあり方については、今後の検討によることとなりますが、一般的に自衛隊施設の運営に当たっては、部外の協力を得る必要があり、地域の方々の雇用が必要となるケースもあります。

5-⑯ 「平成24年分は保存期間外のため記録なし」等について、厚木基地では住民からの騒音訴訟が続いており、長い期間多くの住民が訴えてきたことに対し、当事者意識が無いと受け止める。住民からの苦情をどのように受け止めているのか。

1. 厚木飛行場周辺における航空機の騒音問題については、防衛省としても重く受け止めており、航空機騒音を防止、又は軽減し、地元の皆様への影響を緩和するため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、住宅防音工事をはじめとする各種周辺対策事業を実施しています。
2. また、厚木飛行場については、同飛行場の敷地のすぐ隣に住宅地が存在しており、同飛行場でのFCLPの実施は住民の皆様にも多大な御負担をおかけすることになります。
3. 馬毛島において自衛隊施設の整備を行い、同施設において安定的にFCLPを実施することができれば、厚木飛行場周辺の住民の皆様への御負担を軽減することにも資するものと考えています。

5-⑰ 市有地及び私有地の買収に合意しなければ、強制的な買収を行うのか。今後これらの土地への自由な通行は可能か。また、市指定の自然遺産や文化遺産について、防衛省には法的順守はないのか。

1. 馬毛島の市有地及び私有地については、市からの質問書への回答（「馬毛島における施設整備」に関する質問について（防地地（防）第408号。令和2年9月30日））でもお答えしたとおり、防衛省としては、自衛隊馬毛島基地（仮称）の安定的な運用を確保する観点から、市有地（馬毛島小中学校跡地）及び私有地を含め、馬毛島の全ての土地を取得したいと考えています。
2. 所有権移転登記や仮登記に至っていない土地（馬毛島全体の公簿上の土地面積の1%弱）については、現在、複数の地権者の方々と取得のための交渉を行っているところであり、防衛省としては、今後、取得できるよう努めてまいります。

3. 市有地及び私有地への通行については、国有地の適正管理や今後の自衛隊馬毛島基地（仮称）の施設整備やその円滑な運用への支障を踏まえつつ、適切に対応したいと考えています。
4. 施設整備や国有地管理に当たっての法令順守については、例えば、施設整備に際して文化財の現状変更等を行う必要が生じた場合は、文化財保護法等の規定を順守するなど、個別の法律に則して適切に対応する考えです。

5-⑱ 今後、西之表市史編纂に関する調査の立ち入り制限を緩和する予定は。

1. 防衛省が既を取得した土地については、国有地として適正に管理する必要があるとともに、今後の自衛隊馬毛島基地（仮称）の施設整備やその円滑な運用に支障を及ぼさないよう配慮していく必要があります。このため、原則として、防衛省が取得した土地については立入りを認めないとの方針をとっています。
2. 市が実施される事業については、できる限り協力する方針ですが、国有地の適正管理の観点から、施設整備等への支障の有無、立入りの際の同行等の支援などを検討する必要があるため、立入りの目的や必要性、内容、期間、規模等をお伺いした上で、適切に対応したいと考えています。

5-⑲ 騒音及び電波障害など、想定される環境問題について、住民へは「可能な限り、種子島や屋久島の上空を飛行しない経路を」との説明は、法的に防衛省が責任をもって守るということか。

1. 航空機の具体的な運航については、今後確定することとなりますが、飛行ルートの設定に当たっては、可能な限り種子島や屋久島の上空を飛行しないルートとなるよう調整するとともに、航空機騒音の影響をできる限り少なくなるよう配慮する考えです。

5-⑳ すでに海上タクシーが頻繁に使用されているが、運航手配のための契約者はだれか。また、年間経費はいくらか。海上タクシー手配が、防衛省計画に賛成している漁師に限定されていると聞かすが、どのような立場なのか。

1. 馬毛島の調査等に係る人員や物資の輸送のためのよう船を種子島漁業組合に御協力いただいているところです。

2. 馬毛島の調査等に必要なよう船については、防衛省が調査等を委託している民間企業が契約を行っており、かかるよう船を担当する者については種子島漁業組合内で選定されていると承知していますが、その選定方法について防衛省では承知していません。また、よう船にかかる年間経費は、今後の調査等の具体的な計画が固まることにより、明らかになるものです。

5-⑳ 当初地元への説明に比べ、馬毛島基地（仮）の利用計画が拡大しているのはなぜか。

1. 馬毛島における自衛隊施設の整備については、基本的な施設配置案を取りまとめ、本年8月7日に西之表市、鹿児島県に御説明し、現在住民説明会を行っています。この内容が、現在の防衛省の基本的な考え方と御理解ください。

5-㉑ 元地権者への買収手続きはすでに完了したのか。また葉山港付近の入会地訴訟が継続しているが、この場所も防衛省が買収を計画しているのか。

1. 本年8月7日の八板市長及び永田議長への御説明の場で申し上げましたように、所有者を防衛省とした登記が完了している土地は、馬毛島全体の公簿上の土地面積の88%に達しています。
2. これに、権利者を防衛省とした所有権移転請求権の仮登記を完了した土地、すなわち、防衛省が今後確実に取得する土地を合わせれば、馬毛島全体の公簿上の土地面積の99%に達しています。
3. 他方、所有権移転登記や仮登記に至っていない土地（馬毛島全体の公簿上の土地面積の1%弱）については、防衛省として、複数の地権者の方々と取得のための交渉を行っているところです。
4. 防衛省としては、自衛隊馬毛島基地（仮称）の安定的な運用の確保の観点から、馬毛島の全ての土地を取得したいと考えており、残余の土地につきましても、今後、取得できるよう努めてまいります。

5-㉒ 多額の抵当権が設置されていた土地の買収、また、破格の買収価格、さらに違法開発等が明白だった地権者から、国が買収する根拠はなにか。

1. 馬毛島における自衛隊施設の整備は、我が国の防衛、また、FCLPを実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。馬毛島の土地の取得は、こうした観点から行っているものであり、価格も適正と考えています。

2. 防衛省において把握している限りにおいては、前地権者による開発行為に対して、森林法に違反していることを理由として、何らかの処分が行われたとは承知していません。

5-⑳ 住民説明会の対象として、種子島、屋久島、南大隅町だけに限定しているのはなぜか。

1. 馬毛島における施設整備に関し、8月7日の説明については、馬毛島を行政区域とする西之表市をはじめ、熊毛郡として歴史的にも地理的にもつながりが深い、中種子町、南種子町、屋久島町に加えて、説明の御要望のあった近隣の自治体である南大隅町の首長等に対して行いました。
2. 住民説明会については、まずは西之表市から実施させていただいており、その他の町については、自治体と御相談しながら、開催を判断してまいります。

5-㉑ 西之表市内において実施された防衛省による説明会の回数や参加人数は。

1. 本年10月29日から、西之表市の12校区ごとに順次、説明会を開催させていただいており、11月12日時点において、7回開催しました。
2. その実績は以下のとおりです。
- ① 中割校区、16人
 - ② 国上校区、45人
 - ③ 安納校区、13人
 - ④ 古田校区、32人
 - ⑤ 現和校区、39人
 - ⑥ 住吉校区、44人
 - ⑦ 伊関校区、66人

(以上)

新田原飛行場

14. WECPNLコンター図

